④　Ｄの職員宿舎（集合住宅）については、築40年が経過しており老朽化が著しい。また、新たな入居は停止し、現入居者に平成30年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途を廃止することを決定している。そのため、今後は利用されることが見込まれない空室について、減損を認識した。

⑤　Ｅの職員宿舎（一戸建）については、築39年が経過しており老朽化が著しい。また、新たな入居は停止し、現入居者に平成27年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途を廃止することを決定している。そのため、今後は利用されることが見込まれない空室となった建物について、減損を認識した。

⑥　Ｆの外国人教師等宿泊施設については、築36年が経過しており老朽化が著しい。また、新たな入居者は停止し、現入居者に平成27年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途を廃止することを決定している。そのため、今後は利用されることが見込まれない空室となった建物について、減損を認識した。

⑦　Ｇの建設仮勘定については、改修業務の中止を決定しているため、今後は当該設計を使用することは見込まれなくなり、減損を認識した。

⑷　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産毎の内訳

記号	用途	種類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
A	職員宿舎(集合住宅)	建物	― 千円	11,871千円
		構築物	― 千円	
B	職員住宅（一戸建）	建物	― 千円	6,440千円
C	職員宿舎(集合住宅)	建物	― 千円	42,335千円
		附属設備	― 千円	
		構築物	― 千円	
D	職員宿舎(集合住宅)	建物	― 千円	2,918千円
		附属設備	― 千円	
E	職員宿舎（一戸建）	建物	― 千円	13,753千円
		構築物	― 千円	
F	外国人教師等宿泊施設	建物	― 千円	6,185千円
		構築物	― 千円	
G	附属病院Ｂ棟、本部棟、テニスコート	建設仮勘定	394千円	2,982千円
合計			394千円	86,484千円

⑸　回収可能サービス価額

①　Ａの職員宿舎（集合住宅）、Ｂの職員宿舎（一戸建）、Ｃの職員宿舎（集合住宅）、Ｄの職員宿舎（集合住宅）、Ｅの職員宿舎（一戸建）及びＦの外国人教師等宿泊施設については、売却見込がないため、使用価値相当額により測定している。使用価値相当額については、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき使用が想定されている部分の割合を乗じて算出している。

②　Ｇの建設仮勘定については、使用価値相当額により測定している。使用価値相当額については、当該資産が不用となったため０としている。

２．減損の兆候

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

記号	用途	種類	帳簿価額		場所
a	職員宿舎(集合住宅)	建物	23,180千円	計 23,860千円	茨城県つくば市吾妻１丁目
		附属設備	48千円		
		構築物	632千円		
b	職員宿舎(集合住宅)	建物	290,866千円	計 302,232千円	茨城県つくば市吾妻２丁目
		構築物	11,366千円		
c	職員宿舎(集合住宅)	建物	49,937千円	計 55,214千円	茨城県つくば市吾妻４丁目
		附属設備	4,457千円		
		構築物	820千円		
d	職員宿舎(集合住宅)	建物	7,573千円	計 7,605千円	茨城県つくば市並木２丁目
		構築物	32千円		
e	職員宿舎(集合住宅)	建物	9,450千円	計 9,705千円	茨城県つくば市並木４丁目
		構築物	255千円		
f	職員宿舎(集合住宅)	建物	24,798千円	計 24,815千円	茨城県つくば市竹園３丁目
		構築物	17千円		
g	職員宿舎（一戸建）	建物	3,859千円	計 3,860千円	茨城県つくば市竹園３丁目
		構築物	１千円		
合計				427,291千円	

⑵　認められた減損の兆候の概要

①　ａの職員宿舎（集合住宅）については、平成26年４月以降の新たな入居は停止しており、現入居者に平成28年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途廃止とすることを平成27年３月に決定しているため、減損の兆候が認められた。

②　ｂの職員宿舎（集合住宅）及びcの職員宿舎（集合住宅）については、平成31年４月以降の新たな入居は停止予定であり、現入居者に平成33年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途廃止とすることを平成27年３月に決定しているため、減損の兆候が認められた。

③　ｄの職員宿舎（集合住宅）、eの職員宿舎（集合住宅）については、平成28年４月以降の新たな入居は停止予定であり、現入居者に平成30年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途廃止とすることを平成27年３月に決定しているため、減損の兆候が認められた。

④　ｆの職員宿舎（集合住宅）及びgの職員宿舎（一戸建）については、新たな入居は停止しており現入居者に平成29年９月末での退去を要請し、退去が完了次第用途廃止とすることを平成27年３月に決定しているため、減損の兆候が認められた。